

保育園のしおり



社会福祉法人 尚徳福社会

境木保育園

〒240-0034

横浜市保土ヶ谷区境木町75-82

TEL: 045-351-5619

FAX: 045-351-5624

携 帯: 080-2925-1577

ホームページアドレス: <http://shoutoku-f.com/sakaigi/>

2025 年度

*** 目 次 ***

1. 事業者の運営主体
2. 施設の概要
3. 施設設備の概要
4. 園舎平面図
5. 尚徳福祉会組織図
6. 保育理念・保育基本方針及び園目標
7. 園生活の手引き
 - (1) 保育時間について
 - (2) 登園時間について
 - (3) 送迎について
 - (4) 登降園時に行うことについて
 - (5) 休園日について
 - (6) 保育園からの連絡等について
 - (7) 主な年間行事について
 - (8) 保育提供（利用）の開始と終了について
8. 提供する教育・保育の内容
 - (1) 毎日の保育教育の流れ
 - (2) 全体的な計画
9. バス通園について
10. 車で送迎している保護者の方へお願い
11. 保育料利用料について
 - (1) 給食費について
 - (2) 延長保育料について
 - (3) 利用料一覧
 - (4) 利用料の徴収方法について
12. 給食について
 - (1) 給食内容について
 - (2) 食物アレルギーの対応について
13. 健康診断・健康管理について
 - (健康管理、病気のときの対応)
 - (1) 薬の取り扱いについて
14. 衛生について
15. 感染症対策について
16. 与薬について
 - (1) 保育園で与薬ができない薬
 - (2) 与薬の手続き
17. 緊急時における対応
18. 非常災害時の対策

- 19. 賠償責任保険の加入状況
- 20. 苦情・相談窓口
- 21. 業務の質の評価について
- 22. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて
- 23. 虐待の防止について
- 24. 午睡について
- 25. 障がい児保育について
- 26. 医療的ケアが必要な児童の保育について
- 27. 地域の育児支援について
- 28. 保護者に用意していただくもの
 - (1) 入園児にご用意いただくもの
 - (2) 毎日持参いただくもの
 - (3) 服装について
 - (4) その他ご用意いただくもの
- 29. 保育園と保護者との連携
- 30. 様式
 - (1) 与薬依頼書（保護者記載用）
 - (2) 与薬に関する主治医意見書
 - (3) 意見書（医師記入）
 - (4) 登園届（新型コロナウイルス感染症専用・保護者記入）
 - (5) 登園届（インフルエンザ専用・保護者記入）
 - (6) 登園届（保護者記入）
 - (7) 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表



1. 事業者の運営主体

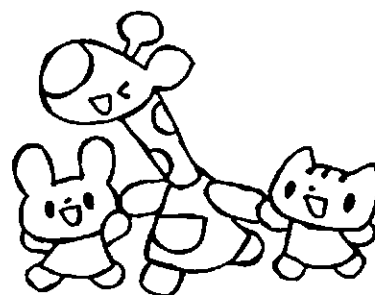
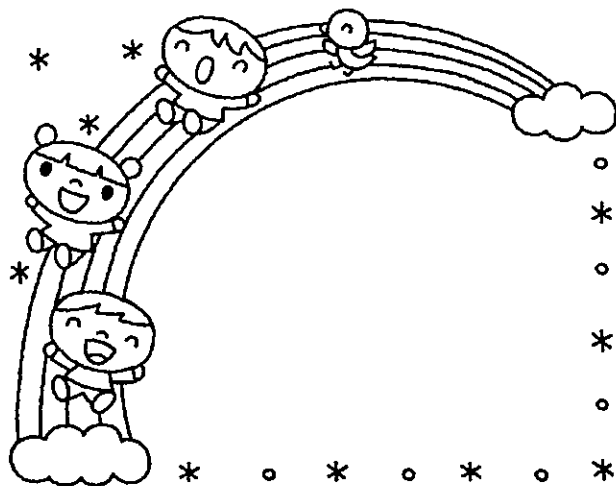
事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	病児保育事業の経営・保育所の経営・一時預かり事業の経営・ 介護老人保健施設の経営・老人福祉センターの経営・放課後児 童健全育成事業の経営・小規模保育事業の経営・幼保連携型認 定こども園の経営・地域子育て支援拠点事業の経営

2. 施設の概要

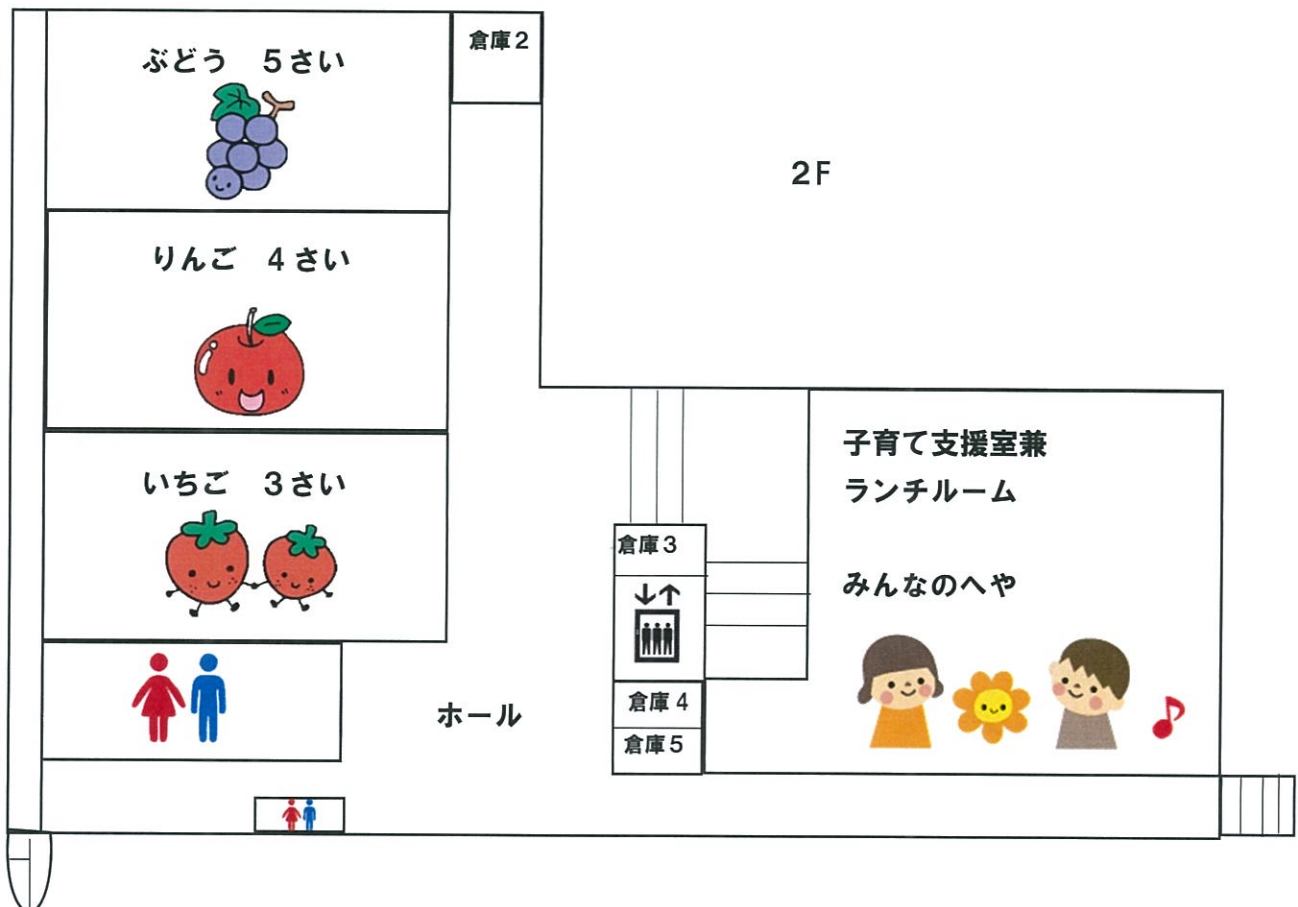
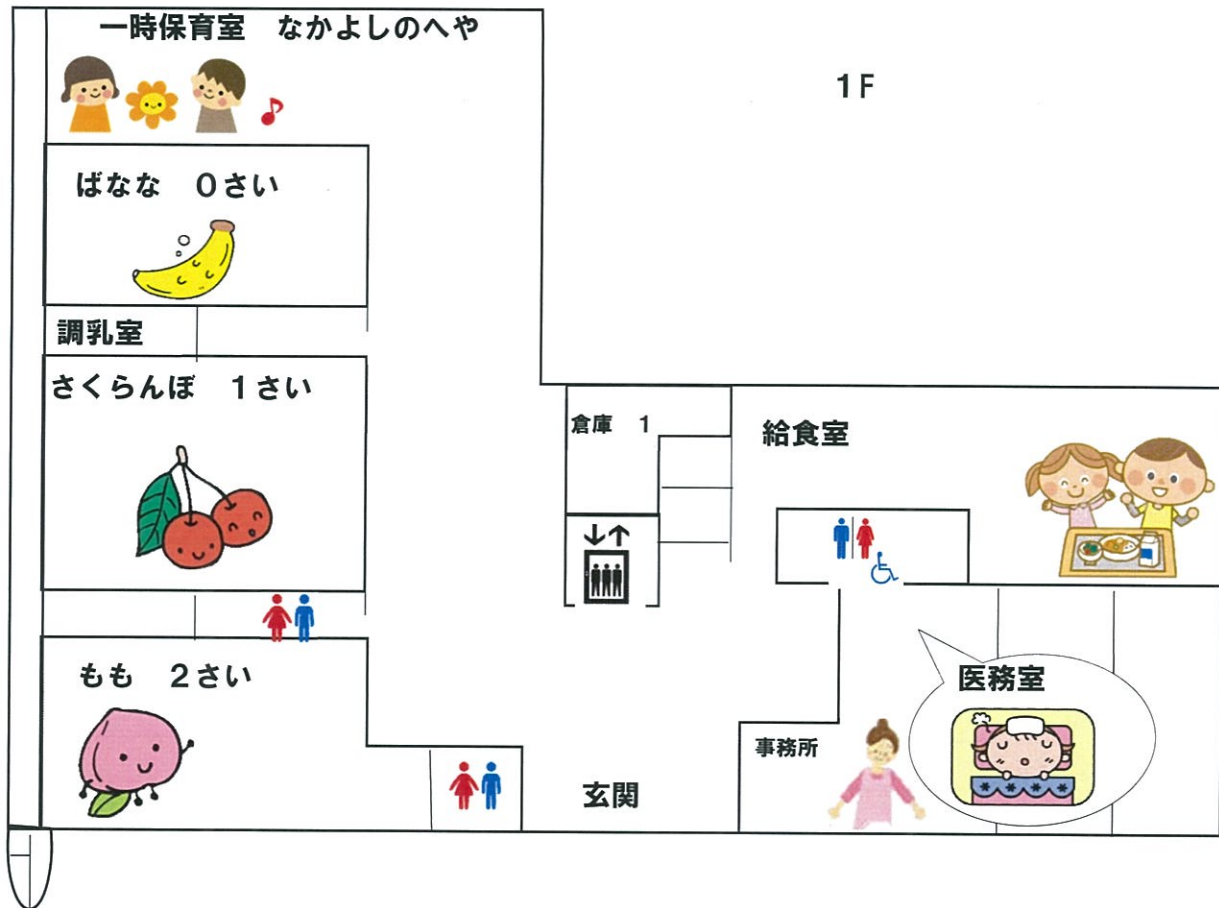
種 別	保育所						
名 称	社会福祉法人 尚徳福祉会 境木保育園						
所 在 地	〒240-0034 横浜市保土ヶ谷区境木町75-82						
電 話 番 号	TEL 045-351-5619						
F A X	FAX 045-351-5624						
ホームページアドレス	http://shoutoku-f.com/sakaigi/						
メールアドレス							
施 設 長 氏 名	大輪 紘子						
開 設 年 月 日	平成24年 4月 1日						
利用定員70人 (年 齢 別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	組名	ばなな	さくらんぼ	もも	いちご	りんご	ぶどう
	人数	6人	10人	12人	14人	14人	14人
職 員 体 制 (園児数によって 変動有) ※自治体の配置基 準に準ずる数	施 設 長	1人(資格:保育士、幼稚園教諭)					
		保育園の管理運営を統括、苦情の解決にあたります					
	主 任 保 育 士	1人(資格:保育士、幼稚園教諭)					
		保育士を統括、園長の補佐、苦情を受け付けます					
	保 育 士	22人(常勤 11人)					
		保育の提供、保護者への連絡などを行います					
	保 育 補 助	6人					
		保育の提供、園バスの運転などを行います					
	栄養士・調理員	3人(栄養士 1人、調理師 2人)					
		栄養管理、献立表の作成、調理業務などを行います					
看 護 師	1人						
	児童の保健衛生・健康管理などを行います						
事 務	1人						
	保育園全般に関する事務などを行います						
勤 務 体 制	シフト制						
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育、障害児保育、(産休明け保育)、(一時保育)						
事 業 所 番 号	1410051016699						

3. 施設・設備の概要

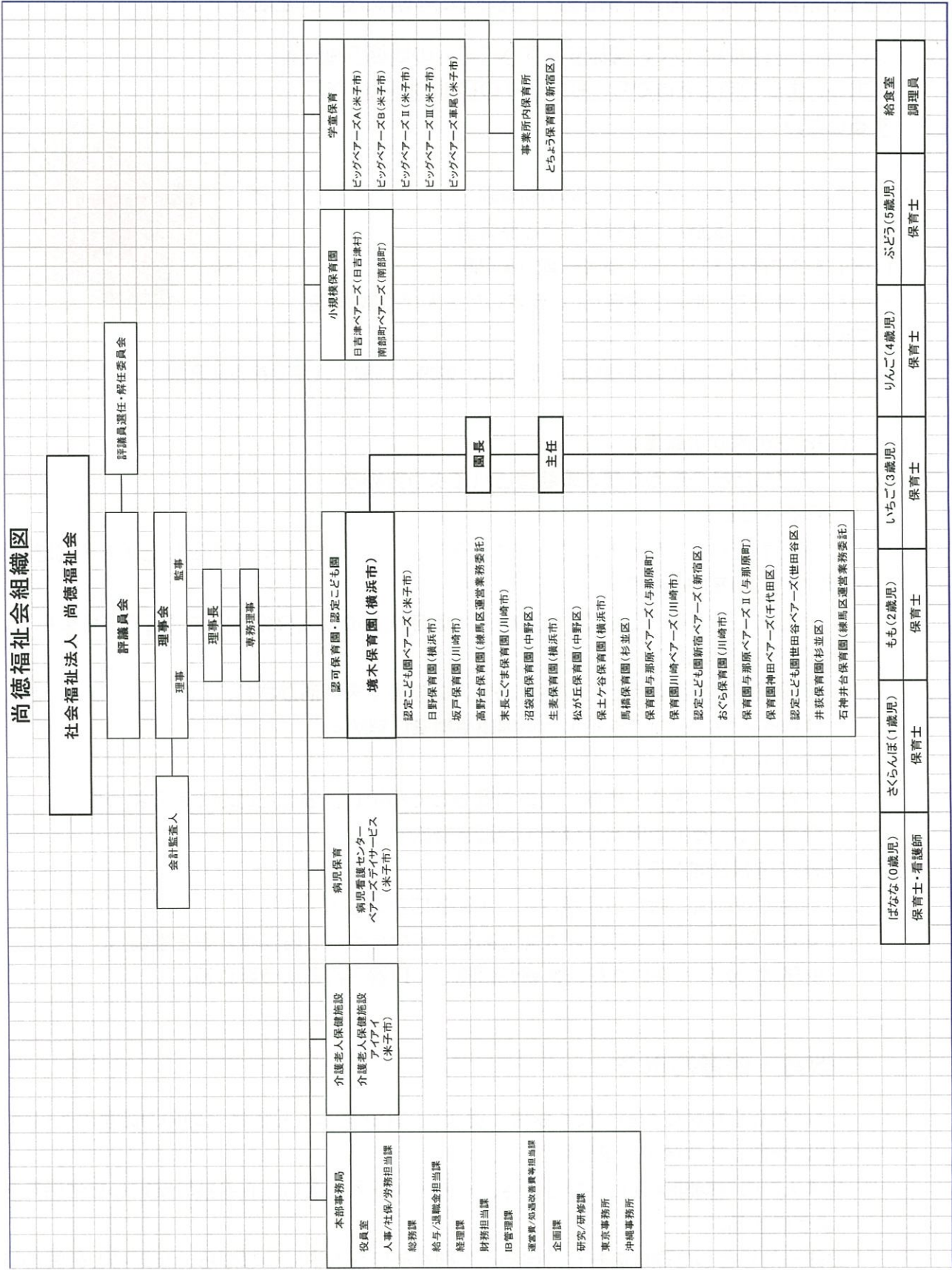
施設面積				1329.46㎡				
園舎	構造			木造				
	延床面積			708.42㎡				
施設設備の数と面積	1 F	玄関	24.84㎡		2 F	3歳児室	1室	38.09㎡
		一時保育室	1室	34.78㎡		4歳児室	1室	38.09㎡
		0歳児室・調乳室・ ユーティリティ	各1室	39.75㎡		5歳児室	1室	38.09㎡
		1歳児室	1室	43.06㎡		幼児トイレ・ ユーティリティ	1室	25.68㎡
		2歳児室	1室	33.12㎡		ホール	17.39㎡	
		乳児トイレ	1室	13.25㎡		子育て支援室兼 ランチルーム	1室	89.43㎡
		厨房・厨房前室	各1室	44.81㎡		玄関	3.31㎡	
		事務室	1室	19.87㎡		倉庫	4室	16.8㎡
		休憩室・ロッカー室	1室	16.21㎡		廊下	51.34㎡	
		廊下	33.95㎡			職員トイレ	1室	1.65㎡
		倉庫	1室	11.83㎡				
		職員トイレ	1室	1.65㎡				
		多目的トイレ	1室	6.21㎡				
		室内階段				21.53㎡		
設備の種類		冷暖房、床暖房(0.1歳児室)、固定遊具(登り棒、鉄棒、砂場)、外倉庫、 屋外トイレ、防災倉庫、駐車場、防犯カメラ、AED、ナンバーロック錠、 119番直結非常通報装置						
園庭				247.38㎡				



4. 園舎平面図



5. 尚徳福祉会 組織図

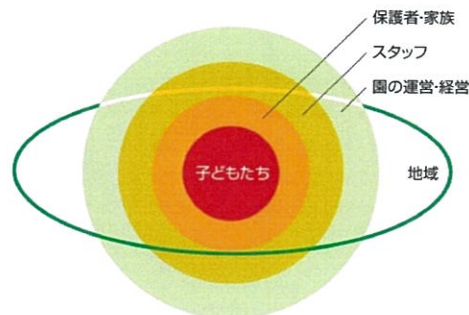


6. 保育理念・保育基本方針及び園目標

《社会福祉法人 尚徳福祉会 境木保育園の運営理念》

〈子どもたちを中心として、関係するすべての人の最善の利益を追求し、生活の向上をはかり、社会全体の福祉の向上に寄与すること。〉

- 子どもたちが中心の、子どものための保育園
- すべての保護者・家族への支援ができる保育園
- 保育士等の職員を大切にし、職員も育つ保育園
- 明朗で隠し事もなく情報公開を行い、安定した法人が運営・経営する保育園
- 第三者評価など外部の評価を積極的に活用し、地域と協働、共存できる保育園



（子どもの意向の尊重）

子どもたちの意向が最大限尊重されるよう努める。

（3P を大切に）

子どもたちのプライド、パーソナリティ、プライバシーを大切にした運営・経営に努める。

（育てる人の意向の尊重）

子どもたちを中心として、その家族・親族を含めた人々の意向もできる限り尊重する。

（誇りの持てる職場）

施設職員が意欲を持って働き、各個人の創意工夫が活かされ、
誇りを持つことができるよう職場環境整備に努める。

（安全・安心）

子どもたち、家族・親族、職員が安心して利用し、働くことができるように
健康管理、衛生管理および安全管理を徹底する。

（信頼は情報公開から）

利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して
社会に貢献していくことが大切である。そのためには財務諸表等を整備し、
財務状況の安定をはかり、情報を公開し、理解されるよう努める。

＜教育・保育方針＞

「子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出すための力の基礎を培うために」
環境を通して教育・保育を行う。

○大人との信頼関係をしっかり築き、一人一人を大切に、心身共に安定した生活を送れるようにする。

○ゆったりとした環境のもと、自然との触れあいを大事にしながら、友だちとの関わりの中であそぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つようにする。

＜全体的な計画・指導計画＞

○全体的な計画は、「10の姿」を念頭に年齢ごとに途切れることなく、継続性を大切にして作成する。

○年度末には、年齢ごとに評価を行い、次年度に向けて伝達、申し送りをする。

また、子どもたち一人一人の成長発達を把握した上で作成していく。年齢ごとの園児集団としての評価と日々成長・発達していく子どもたちであることをよく理解して、PDCAサイクルを実行しながらより良い計画となっていくように努める。

＜教育・保育目標＞

「子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ことが保育の目標である。

○心身ともに健全で安定した生活を保つことができるように、配慮された環境、雰囲気を整備し、子どもたちが自らの様々な欲求を適切に満たす。

○子どもたちが、自ら考え、判断し、主張し、行動できるように、ハード面でも、ソフト面でも保育環境を整える。

○社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

○集団生活の中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育て、自主自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

○自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。

○生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力、表現する喜び、人の話を聞き理解する態度を養う。

○世代や地域を広げた人との交わりの中で、多くの体験を通して、豊かな感性を育て、考える喜び、作る喜びを体験させる。

子どもたちが安全で、安心して過ごせる場所、これが子どもたちとの最低限の約束と考えています。
その上で子どもたちが自分で考え、判断し、行動していけるように支えていきます。

7. 園生活の手引き

(1) 保育時間について

ア) ・開園時間は7:00～20:00です。

朝 7:00～7:30/7:00～8:30、夕 18:30～20:00/16:30～20:00 までは延長保育となります。

・職員はシフト制で保育にあたります。

・保育短時間認定の方の保育時間は、8:30～16:30です。(8時間)

・保育標準時間認定の方の保育時間は、7:30～18:30です。(11時間)

・それぞれの保育時間を超えて保育園を利用される場合は延長保育(有料)になります。

・延長保育は別途申請が必要となります。

・お子様の人数に合わせた人員配置をとっているため、お申し出されている時間を変更される場合はお知らせください。

イ) ・延長保育のご利用についての詳しい内容は 『11. 利用料について』をご覧ください。

急用で早く登園する場合や、お迎えが予定時間を過ぎる場合または、保護者以外の方がお迎え

する場合は必ずご連絡ください。

- ・出張などで勤務先から離れる時、仕事がお休みの時などは連絡先を必ずお知らせください。

(2) 登園時間について

- ア) 欠席又は登園が朝 9 時を過ぎる場合は、電話連絡をしてください。
- イ) 登園時には必ず職員に声をかけ、お子さんの健康状態をお伝えください。
- ウ) 病気や怪我の場合は、症状を詳しくお知らせください。
- エ) 緊急連絡先が変わる場合には、その都度連絡先をお知らせください。

※朝 9 時 30 分を過ぎててもご連絡がない場合は、園児の安全確認のためご連絡させていただきます。

(3) 送迎について

- ア) 原則として事前に決められた方が送迎を行ってください。
- イ) 連絡ノートのお迎えにチェックが入っていない方が来られる際には、事前にご連絡ください。
尚、連絡がない場合は、お引き渡しできないこともあります。(一旦保護者の方に連絡を入れて確認をとる場合がございますので、ご理解ください。)
- ウ) 兄弟(小・中学生)のみの送迎は行わないで下さい。
- エ) ナンバーキーの解除は大人が行って下さい。(お子さんには教えてはいけません。)

(4) 登降園時に行うことについて

- ア) 降園予定時間を毎日、連絡ノートにご記入ください。
- イ) ナンバーキーの設置により、各自ナンバーを押しての出入りとなります。ナンバーについては、安全のため不定期に変更いたします。変更の際は前もってお知らせいたします。(防犯のため施錠を原則といたします。) ナンバーを忘れた場合は、玄関横のインターフォンでお知らせください。
- ウ) 毎日、登降園時に大人の方が打刻してください。
- エ) 登降園の際は、お子さんを黙っておいていたり、連れて帰ったりせず、必ず職員に声をかけてください。職員の方でも登降園時間の確認をしています。
- オ) 自転車を利用される方は、出入りの妨げにならないよう安全面に十分気をつけてください。
- カ) 子どもの安全のために、門扉の鍵は、忘れずに大人がかけてください。
- キ) バスご利用の方の欠席連絡は、バス乗車時刻前なるべく早くご連絡をください。
- ク) 保育園には駐車場のご用意はありますが、停められる台数が少ないため、速やかに支度をして移動をお願いします。
- ケ) ベビーカー置き場、自転車置き場のご用意もありますのでご利用ください。
- コ) 駐車場など車の往来が激しい場所では、お子さんが飛び出さないように、手をしっかり握ってください。

(5) 休園日について

- ア) 日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日 イ) 年末年始(12/29～1/3)

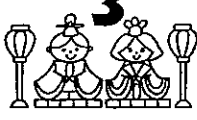
(6) 保育園からの連絡等について

- ア) 年間の行事等については「年間行事予定表」、月の予定については「園だより」をご覧ください。クラスだより・ほけんだより・給食だよりも随時発行しますので参考にしてください。

- イ) 連絡ノートは全員保育園で用意しますので、ご利用ください。連絡事項などは毎日目を通し確認の上、記入しお持ちください。保育園からは確認印だけの場合もありますがご了承ください。できるだけ口頭での連絡等をしたいと思います。
- ウ) 玄関の掲示板、おがーるシステム（おがスマ）配信も日々ご確認いただきますようお願いいたします。

(7) 主な年間行事について

保育園では、日常の保育を通して各種行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるように配慮して実施しています。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いを持たせたいと考えています。

 入園・進級を祝う会	クラス懇談会 個人面談（幼児） 	 プール開き バス遠足（りんご組 ぶどう組）	 七夕の集い 青空パーティー（ぶどう組）
 はらっぱまつり プール終い	 快風苑・境木の丘訪問	運動会  遠足（いちご組）	 個人面談（乳児）
お楽しみ会 冬のパーティー 	 お正月遊び月間	 節分の集い	 ひな祭りの集い お別れ会 卒園式
その他	・誕生会 : 月1回 ・避難訓練 : 月1回 ・内科検診（前期・後期/年2回） ・身体測定 : 月1回 ・歯科検診（前期・後期/年2回）		

- * 上記の年間行事は実施月が変更になる場合があります。
- * 他の保育園、小学校との交流、職業体験、実習生、ボランティアの受け入れは随時行います。
- * 講師による英語
- * 保育参加・参観（随時受付）※保育参加に来られる方は事前にお伝えください。

(8) 保育提供（利用）の開始と終了について

《開始》支給認定を受け、保土ヶ谷区役所の利用調整に基づき当園に入所決定された後に、保育の提供を開始します。

《終了》利用する子どもまたはその保護者が次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ・小学校に就学したとき。
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- ・保護者より退園又は転園の申し出があったとき。

[退園又は転園の手続き]

- ・登園を退園又は転園するときは、原則として1か月前までに園、区役所にお知らせください。

8. 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

養護の行き届いた環境の中で、子どもたちが自発的に学び取り組むことができるよう支援をします。各年齢の発達特性を踏まえ、一人一人の個人差を理解し、子どもたちのやりたい気持ちを支えます。

(1) 毎日の保育教育の流れ

保育 [短時間]	保育 [標準時間]	時間	0 歳児	1, 2 歳児	3 歳児以上
時間延長 サービス	時間延長 サービス	7:00	開園 順次登園		
		7:30	視診、問診、家族との連絡		
保 育 短 時 間	保 育 標 準 時 間	8:30	- 遊び - おむつ交換 (一人一人に必要な時)	- 遊び - おむつ交換 (一人一人に必要な時)	遊び
		9:00	おやつ	おやつ	
		9:30	- 遊び - 授乳、睡眠 (一人一人に合わせた時間) - 日光浴、外気浴、散歩 - 食事	遊び 	
		11:00		食事	
		11:30			食事
		12:00	午睡	午睡	
		13:00			午睡
		14:30	目覚め	目覚め	目覚め
		15:00	おやつ	おやつ	おやつ
		15:30	遊び	遊び	遊び
時間延長 サービス	時間延長 サービス	16:30	順次降園	順次降園	順次降園
		18:30	- 授乳 間食/夕食 - 遊び、睡眠	- 間食/夕食 - 遊び	- 間食/夕食 - 遊び
		20:00	保育終了		

*一年を通して、子どもたちの個人差・年齢・活動内容・時期により、多少の時間差があります。これは基本的な生活の時間です。

*0 歳児は一人一人に合わせて授乳・食事・睡眠をとります。

(2) 全体的な計画

保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的、計画的に構成され保育所の生活全体を通して、総合的に展開されるよう、【全体的な計画】を作成しています。

【全体的な計画】に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画とそれに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しています。

年齢	クラス	保 育 計 画
0歳	ば な な	- 生活リズムを安定させ、生理的・依存的な欲求を満たされ、生命の保持、生活・情緒の安定を図る。 - 無理のないよう、様々な食品に慣れ、離乳を完了する。 - 優しく語りかけられ、発声や喃語に応答されて発語の意欲を持つ。
1歳	さ ぐ ら ん ぼ	- 保育者に援助されながら、食事や排せつなどの基本的な生活習慣を身に付けられるようにする。 - 保育者と言葉のやりとりを楽しみ、発語への意欲を育めるようにする。 - 身近なものに触れ、自由に探索活動を楽しむ中で、外界に対する好奇心や関心を持つ。
2歳	も も	- 保育者との信頼関係のもとで、意欲を満たし、安心して自分の気持ちを表せるようにする。 - 様々な経験を通して、ごっこ遊びや模倣遊びを楽しみ、友だちと関わって遊ぶことを楽しむ。 - 身近な自然に親しみ、興味関心を持ってみたり触れたりする。 - 室内では指先を使い、室外では全身を使って遊ぶなどの活動から探索意欲が増し、自分のやりたいことを集中して楽しめるようにする。
3歳	い ち ご	- 園生活の流れや生活の仕方がわかり、自分の身の回りのことを自分でしようとする。 - 保育者や友だちに親しみを持ち、友だちと触れ合いながら、安心して自分のしたい遊びに取り組む。 - 体を十分に動かしていろいろな動きのある遊びを楽しみ、心地よさを味わう。
4歳	り ん ご	- さまざまな経験をして、生活に必要な習慣や態度を身につける。 - 全身を動かして遊ぶ楽しさを味わう。 - 新しいことに興味関心を持って挑戦する。 - いろいろな遊びに興味や関心を持ち、自分なりの目的をもって友だちと一緒に行う楽しさを味わう。
5歳	ぶ ご う	- 就学に向けて、健康や安全など、日常生活に必要な基本的な生活習慣や態度が見につくようにするとともに、様々な遊びや行事に意欲的に取り組む。 - 自分の力を十分に発揮しながら、みんなで一つの目標に向かい、達成感や充実感を味わい、仲間とのつながりを深める

※3・4・5歳児は、月に2回程度、保育の中で「英語で遊ぼう」を行っています。シェーンコーポレーションの講師を招き、外国人と触れ合うことと、英語の母音を聞き取る力を保ったまま成長していくことの2つを目的としています。

9. バス通園について

- ・ バスを利用できる年齢は、原則として1歳児クラス（さくらんぼ組）からとしています。
- ・ 保護者の方の勤務時間や場所によって時間やルートは設定しますが、希望に添えないことがあります。
- ・ 新入園児の方は、保育園生活に慣れるまで（約1ヶ月）は保護者の方が園まで送迎してください。
- ・ バスの送迎は、申請している保育時間内で時間設定をしていますので、乗れる人数が限られています。バスを希望の方でもキャンセル待ちになる場合がありますのでご承知おきください。
- ・ バス利用により、園内の掲示物などがご覧になることができません。
- ・ バス利用料金(往復 4,000 円／片道 2,100 円)
- ・ バスの乗り降りの際は、バスが停車または発車するまで、必ずお子さんと手をつないで安全にご注意ください。

バスご利用のお願い

子どもたちが、安全に登降園のバスが利用できるよう、確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- * バスは定時運行を心がけておりますが、道路事情、天候などやむを得ない事情により、遅延、運休があることをご了承の上ご利用ください。
- * バスをご利用にならない時や、欠席の場合は必ず事前にお知らせください。その際バスを利用している旨をお伝えください。
- * 家を出る際は、必ずお手元に携帯電話をお持ちください。バス専用のおがスマ登録をお願いいたします。(渋滞での遅延・運休のお知らせはおがスマでお知らせいたします)
- * バス利用の際は、発車時刻までにバス停車場所へお越しください。
- * 定刻までにお見えにならない場合、バスは出発させていただきます。
- * お迎えの際、停車場所に保護者の方がいない場合は、お子さまを乗せて園へ戻ります。保育園へお迎えにお越しください。お迎えが保育園になり、申請している時間を過ぎた場合は、延長保育の対象となります。(別途料金が発生いたします)
- * 土曜日の運行はありません。
- * 「お知らせ」等必要に応じておがスマでご連絡いたします。
- * 保護者の方はネームプレートを下げてください。
- * 1ヶ月に1度も利用しなかったときは、自動的にキャンセルとなります。

※当日お休みの際は早めの連絡をお願いいたします。

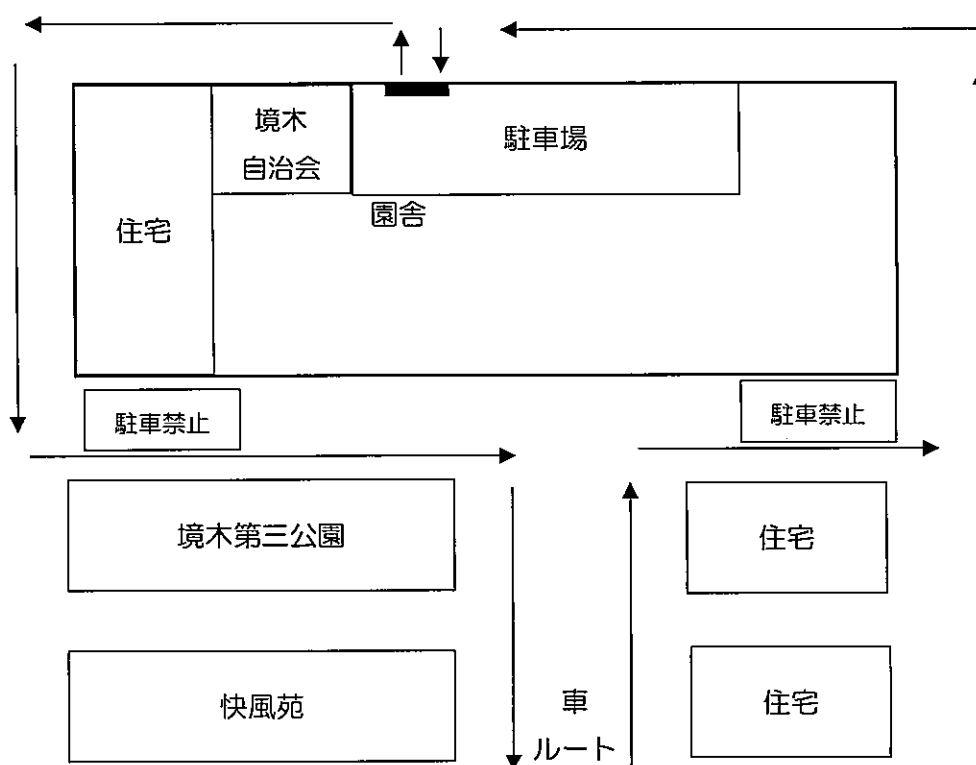


10. 車で送迎している保護者の方へお願い

送迎の際に車をご利用の方は、近隣にご迷惑にならないようにマナーを守り、子どもたちが楽しく園生活を送れるように、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、車での送迎を希望される方は、事前の登録が必要となります。

〈注意事項〉

- (1) 行事の時は、徒歩または公共の交通機関、近隣のコインパーキングを利用してください。
- (2) 登降園通路を守りましょう。(下記参照)
- (3) 近隣は住宅街です。最徐行で運転してください。曲がる時は、必ずウインカーを出してください。
- (4) 近隣の方々の迷惑になりますので、決められた場所以外には駐停車しないようお願いします。保育園の駐車場をご利用ください。
- (5) 送迎時は大勢の方が利用しますので長時間停めないよう、保育園や公園で遊ばず、速やかに降園してください。道路での立ち話などは、危険です。
- (6) 車の中に貴重品を置かないようにしてください。
- (7) 必ず保護者と一緒に乗車・下車しましょう。車から子どもが飛び出したり走り出したりしないように気をつけてください。駐車場内では、必ずお子さまと手を繋いでください。
- (8) 駐停車中は、エンジンを必ず切ってください。
- (9) 駐車場に入る際は、歩行者自転車に十分気をつけてください。
- (10) 駐車場での車同士の事故などにつきましては一切責任を負いません。



*自転車も同じルートでお願いします。

1 1. 保育料・利用料について

(1) 主食・副食について

主食費は月額 1,500 円、副食費は月額 4,500 円となっています。

主食費、副食費、合わせて給食費として保育園で徴収いたします。

給食費は、3 歳児～5 歳児の園児のみです。

給食費 6,000 円／月額 (日割り計算はできません)

(2) 延長保育の利用について

延長保育とは、設定された保育時間を超えてお子さまをお預かりする事業です。延長保育を希望される場合には、申請書の提出をお願いいたします。延長保育の利用には下表のように料金が発生します。時間になりましたら間食・夕食を提供いたします。なお、間食・夕食が不要な方は事前にご相談下さい。

延長		8:30	短時間保育短時間(8時間)	16:30	延長	
延長	7:30	標準保育標準時間(11時間)			18:30	延長
7:00		開所時間			20:00	

※延長：利用料が発生。土曜日についても平日と同様とします

1. 「保育短時間」のお子さんは、保育時間(8時間)を超える前後の時間帯、「保育標準時間」のお子さんは、保育時間(11時間)を超える前後の時間帯を利用する場合は、延長保育となります。
延長保育は有料となり、延長保育を利用する予定の方は、保育園に事前に申込書を提出することで利用できます。延長保育の詳細と利用料金は、一覧表を参照してください。
2. 急用で早く登園する場合、お迎えが予定時間を過ぎる場合、お迎えの方が変更になる場合は、必ずご連絡ください。延長保育にかかる場合には別途費用がかかります。延長保育申し込み以外の方が時間を過ぎた場合は「延長保育利用申請書」をご提出いただきます。

(月単位での利用)

実施時間	保育短時間(8時間)	朝	7:00~8:30(30分単位)
	保育短時間(8時間)	タ	16:30~20:00(30分単位)
	保育標準時間(11時間)	朝	7:00~7:30(30分単位)
	保育標準時間(11時間)	タ	18:30~20:00(30分単位)
利用登録	・ご利用は、原則事前登録制です。 ・ご利用月の前月 25 日までに保育園に延長保育利用申請書を提出してください。(申請書は保育園にあります。)		
利用方法	・利用日、利用時間を事前にお知らせください。 月ごとに延長保育利用予定表をお配りします。前月 25 日までに記入のうえご提出ください。		
利用料	1 か月利用	1,700 円/30 分	(階層減免・多子減免があります)
	10 日以内利用	850 円/30 分	

間食代	1 か月利用	2,500 円	(階層減免あります)
	10 日以内利用	1,250 円	
夕食代	1 か月利用	7,500 円	(階層減免あります)
	10 日以内利用	3,750 円	
徴収方法	口座引き落とし又は現金徴収・電子決済 2 か月分月末締め、翌々月口座振替 (現金・電子決済も同様)		

●保育短時間 (8 時間)

<利用料金・間食代金・夕食代金早見表>

朝			1 か月利用		月 10 日以内利用		緊急時
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	年 2 回
①	7:00~ 8:30	徴収料	5,100	2,550	2,550	1,260	600
②	7:30~ 8:30	徴収料	3,400	1,700	1,700	840	400
③	8:00~ 8:30	徴収料	1,700	850	850	420	200

夕			1 か月利用		月 10 日以内利用		緊急時
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	年 2 回
④	16:30~ 17:00	徴収料	1,700	850	850	420	200
⑤	16:30~ 17:30	徴収料	3,400	1,700	1,700	840	400
⑥	16:30~ 18:00	徴収料	5,100	2,550	2,550	1,260	600
⑦	16:30~ 18:30	徴収料	6,800	3,400	3,400	1,680	800
⑧	16:30~ 19:00	徴収料	8,500	4,250	4,250	2,100	1,000
⑨	16:30~ 19:30	徴収料	10,200	5,100	5,100	2,520	1,200
⑩	16:30~ 20:00	徴収料	11,900	5,950	5,950	2,940	1,400
間食代			2,500	2,500	1,250	1,250	200
夕食代			7,500	7,500	3,750	3,750	400

* A階層 (被保護世帯) B階層 (市民税非課税世帯) の方は、利用料、間食代、夕食代の半額をご負担いただきます。

* 当面はこの『延長保育について』に沿って実施いたしますが、利用状況の変化等により検討し、変更もあり得ることをご承知ください。

* 第 3 子のお子様の利用料は 100%減免です。(間食代、夕食代はご負担いただきます)

●保育標準時間（11 時間）

<利用料金・間食代金・夕食代金早見表>

朝			1 か月利用		月 10 日以内利用		緊急時
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	年 2 回
①	7:00～ 7:30	徴収料	1,700	850	850	420	200
夕			1 か月利用		月 10 日以内利用		緊急時
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	年 2 回
②	18:30～ 19:00	徴収料	1,700	850	850	420	200
③	18:30～ 19:30	徴収料	3,400	1,700	1,700	840	400
④	18:30～ 20:00	徴収料	5,100	2,550	2,550	1,260	600
間食代			2,500	2,500	1,250	1,250	200
夕食代			7,500	7,500	3,750	3,750	400

* A階層（被保護世帯）B階層（市民税非課税世帯）の方は、利用料、間食代、夕食代の半額をご負担いただきます。

* 当面はこの『延長保育について』に沿って実施いたしますが、利用状況の変化等により検討し、変更もあり得ることをご承知ください。

* 第 3 子のお子様は 100%減免です。（間食代、夕食代はご負担いただきます）

（3）延長保育緊急利用について

緊急に利用される場合や申請時間をやむを得ず過ぎる場合は、緊急時利用料をいただきます。

適用※	・延長保育を申請していない方が利用する場合 ・延長保育を申請されている方で申請時間を超過して利用する場合	
利用方法	・緊急利用は年に 2 回までとします。利用が 3 回目となる場合は、10 日以内または 1 か月利用の申請をしていただきます。 ・利用日がわかる方は事前に申請書の提出をお願いします。 ・当日の急な利用については、お電話でお知らせください。	
緊急時利用料	30 分あたり 200 円	多子減免、階層減免はありません。
間食代 夕食代	1 食 200 円 1 食 400 円	多子減免、階層減免はありません。
徴 収 方 法	・口座引き落とし・現金徴収・電子決済 ・2 か月分月締め、翌々月口座振替（現金・電子決済も同様）	

※急病、事故、地震、公共の交通機関の遅延（遅延証明をお持ちください）など、不可抗力により延長保育を利用する必要が生じた場合は無料とします

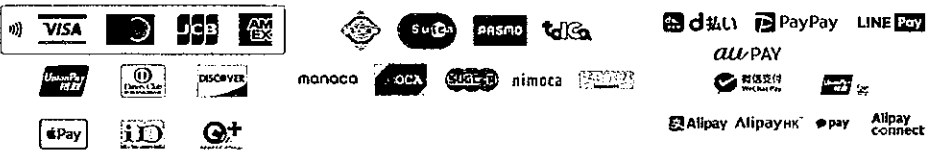
(4) 利用料一覧

保育料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	月額：30分あたり1,700円（階層減免・多子減免あり） 10日以内：30分あたり850円（階層減免・多子減免あり） 緊急利用：30分あたり200円
主食代	月額 1,500円 *第3号認定子どもは除く
副食代	月額 4,500円 *第3号認定子ども、年収360万円未満相当世帯、及び第3子以降の子どもを除く
補食代	18時31分以降の延長利用の方 間食：月額2,500円/10日以内1,250円（階層減免あり） 夕食：月額7,500円/10日以内3,750円（階層減免あり） 緊急利用：間食200円・夕食400円（階層減免・多子減免なし）
その他の料金	日本スポーツ振興センター保険料 年額 210円
	DVD代（希望者） 400円
	通園バス代（利用者）4,000円/月往復 2,100円/月片道
	給食試食代（希望者） 1食 250円
	連絡ノートカバー（希望者） 1冊 440円 業者の価格に伴い変更あり

(5) 利用料の徴収方法について

ア) 利用料請求額のご案内は支払月前月にお渡しします。

イ) 利用料のお支払い方法は、口座振替、キャッシュレス決済、現金があります。

お支払い方法	
口座振替の場合	2か月分月末締め、翌々月口座振替 ＜例＞ 4、5月利用分→合計金額を7月に口座引落
キャッシュレス決済 の場合	2か月分月末締め、翌々月事務所にて決済 クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済  ＜例＞ 4、5月利用分→合計金額を7月に事務所にてお支払い
現金の場合	2か月分月末締め、翌々月現金での支払い ＜例＞ 4、5月利用分→合計金額を7月に事務所にてお支払い

ウ) 主食、副食費、間食、夕食は月単位の金額になりますので、利用回数での日割り計算はできません。

※口座振替の締切りと手数料負担軽減の目的で、2 か月分まとめて2か月後に請求させていただきます。途中退園された方についても同様です。

12. 給食について

(1) 給食内容について

給食は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「たのしい」という情緒的機能や、食事を大切にする考え方を教えるなどの教育的な意義があります。

	おやつ	給食		おやつ	保育園での摂取割合（一日の摂取カロリー）	備考
		主食	副食			
0歳	○	○	○	○	50% (1,050kcal)	月齢に応じた離乳食をご用意します。 0、1、2歳児は完全給食です。
1歳	○	○	○	○		
2歳	○	○	○	○		
3歳	—	※	○	○	40% (1,400kcal)	概ね5歳児は米飯110g程度、食パンなら8枚切り1枚程度が目安です。 (主食を持参の場合は参考にしてください)
4歳	—	※	○	○		
5歳	—	※	○	○		

ア) 献立表は月末に翌月分をお渡しします。

イ) 献立表は都合により変更することがあります。その場合はお知らせします。

ウ) 野菜は安全を考慮し、加熱処理をしています。

エ) 食事の時間は年齢に合わせて決めています。

オ) 玄関に給食のサンプルをフォトフレームにて展示しています。(サンプルは4-5歳児の規定量です。量や大きさは年齢や個人に合わせて提供しています) どうぞご覧ください。

(2) 食物アレルギーの対応について

食物アレルギー源（アレルゲン）とされる食物は広範な食物に及びます。成長期にある乳幼児食から、発育上必要な栄養を安易に除くことの危険性も指摘されています。

このため保育園では次のように対応しています。

ア) 医師が摂取することを禁じている食物を給食で提供することは適切でないため、保育園では医師から「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(食物アレルギー・アナフィラキシー)がでた場合には、それに基づきアレルゲンとされる食物を除くなど対応をしています。

イ) アレルゲンとされる食物を除く対応をしているお子さんは定期的に医師の診断を受け、症状と

医師の指示内容をその都度お知らせください。

ウ) 除去の内容は、毎月の献立に基づき保護者と職員で話し合い、確認します。

エ) 保育園での対応に無理がある場合には、お弁当を持ってきていただくこともあります。

オ) 原因食物の除去を解除する場合も、医師の指示に基づいて行います。

13. 健康診断・健康管理について

(1) 健康管理、病気のときの対応

子どもたちが元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が連携して過ごしていきたいと考えています。保育園は低年齢の集団で、病気が蔓延、重症化しやすいので早めの対応をお願いします。

※ご家庭で感染症を発症した際も必ず園にお知らせください。

ア) 朝は受入れの時点で体温が37.5℃以上ある場合は、お預かりをお断りしています。集団生活ができる状態での登園をお願いします。前日までに発熱や嘔吐、下痢など、いつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園してください。解熱剤を使用しての登園はできません。また、転倒、転落により頭を打った場合もお預かりできません。自宅で24時間が経過するまで様子を見てください。

(登園の目安) 友だちと一緒に園庭遊びや食事が出来るなど、集団生活に支障がない状態。

(その他) 発熱以外にも、機嫌、食欲、睡眠状態、鼻水や目やに、下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発疹などに留意して下さい。

イ) 保育園からの連絡の目安

下記の状態で連絡させていただき、受診をお願いすることがあります。

- ・ 37.5℃以上の発熱で状態を報告させていただき、38.0℃以上の発熱でお迎えをお願いします。
- ・ 目の充血や目やに、下痢や嘔吐、体の発疹、耳の下の腫れ⇒感染症が心配です。
- ・ 咳、腹痛、食欲不振、機嫌不良など。

ウ) 各種健康診断等を実施しています。

項目	対象	内容など
園児健康診断	全園児	年2回(春・秋)嘱託医が行います。 (生後89日までは毎月1回)
歯科検診	全園児	年2回嘱託歯科医が行います。
視聴覚検査	3歳児	年1回行います。
尿検査	3、4、5歳児	年1回行います。
身長・体重の測定	全園児	毎月 計測後、お知らせします。

当園の嘱託医、嘱託歯科医

病院名 医師名	新桜クリニック 岩崎 弘幸	診療科	小児科・内科・皮膚科 アレルギー科
住 所	保土ヶ谷区新桜ヶ丘 2 丁目 2 4-1 2	TEL	045-352-4482

病院名 医師名	松崎デンタルクリニック 松崎 崇	診療科	小児歯科・一般歯科
住 所	保土ヶ谷区榎太坂 2-25-2	TEL	045-715-4618

- 工) お子さんの体質で気になっていることがある方は、担任までお知らせください。
- オ) 集団生活を始めるにあたり、予防接種などは受けましょう。定期接種だけでなく任意の接種もお勧めしています。また、予防接種を受けた時は担任にお知らせください。
- カ) 病気の場合は主治医に相談しましょう。
- キ) 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は担任にお知らせください。
- ク) 楽しく園生活を過ごすために、ご家庭では次のことに気をつけてください。
- ・ 早寝、早起きを心がけ生活リズムを整えましょう。
 - ・ 朝食はしっかりととりましょう。
 - ・ 食後の歯みがきと仕上げみがきを習慣にしましょう。
 - ・ 爪はこまめに切りましょう。
 - ・ 衣服や靴は体に合ったサイズものを着用しましょう。

1 4. 衛生について

(1) 食中毒の予防について

- ア) 食中毒予防のため手洗いの励行をしています。
- イ) 給食業務については福祉保健センターの訪問指導を受けるなど、衛生面に配慮すると共に安全面にも心がけています。

(2) 害虫駆除について

- ア) 厨房や調乳室などは毎日丁寧に清掃をおこない清潔にしています。また定期的に業者による調査と害虫駆除を実施しています。

1 5. 感染症対策について

(1) 感染症にかかった場合は医師の指示に従ってください。

- ア) 登園停止の病気……下記の疾病の場合は保育園に登園できません。
- イ) 治って登園する場合は医師記載の「医師記入の意見書」が必要です。
- ・ 表 1 の病気にかかった時は医師記入の意見書が必要になります。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは専用の登園届があります。
 - ・ 表 2 の病気にかかった時は通院した旨の登園届が必要になります。
 - ・ 感染症の病気については、「感染症ガイドライン」(こども家庭庁)に基づきます。

(2) 表1 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から 痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺 腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が 発現してから5日経過し、かつ 全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現 した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現 した数日間	結膜炎の症状が消失してい ること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後3週間を経過する まで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製 剤による5日間の治療が終 了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、 トイレでの排泄習慣が確立 している5歳以上の小児に ついては出席停止の必要はな く、また、5歳未満の子どもに ついては、2回以上連続で便から 菌が検出されなければ登園 可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現 後の4日後まで	解熱後3日を経過している こと
風しん	発しん出現の7日前から 7日後くらい	発しんが消失していること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としている。

(3) 表2 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳 ^{せき} が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 ^{すいほう かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているの で注意が必要）	嘔吐 ^{おうと} 、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出している ので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ^{ほう} しん	水疱 ^{ほう} を形成している間	すべての発しんが痂皮 ^{かひ} （かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

(4) 感染症における注意事項

ア) 下痢や嘔吐物がついた衣類、シーツ類は感染拡大防止のため洗わずにお返ししています。

イ) とびひは患部が出ないように覆ってください。

ウ) 頭じらみは季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴

いますので、頭をたびたびかいていたら気をつけてみてください。発生した場合は速やかに受診をして、駆除用のシャンプーや専用のくしなどで駆除をお願いします。ご家庭で気づかれた場合、保育園までお知らせください。

(2)(3)の病気が発生した場合、注意喚起のための発生報告を玄関に掲示やおがスマで配信させていただきます。

16. 与薬について

保育園での与薬は原則として行いません。ただし特別に医師の指示がある場合には、園長または担任にご相談ください。

保育園では横浜市の方針に従い、子どもたちの健康を守るため、保育園における与薬等の対応を下記のとおりにさせていただいております。

医師が処方した薬は保護者が与薬すべきものですが、保育園に入所しているお子さまに慢性疾患がある場合などは、保育時間中に与薬を行わざるを得ない場合もあります。そこでやむを得ない場合に限り、保育園での与薬をおこなうこととしています。

与薬は医師の指示に従い保護者の皆様との密接な連携のもとで行います。

(1) 保育園で与薬ができる薬

慢性疾患の子どもたちが、保育中の決まった時間に服用することが必要な薬で医師が処方したもの。(例：心疾患用薬剤など)

(2) 保育園で与薬ができない薬

ア) 風邪や下痢など急性の病気のための薬。

回復期の薬も保育園では対応しません。

イ) 一般の市販薬

アレルギーなどの基礎疾患の管理・治療をおこなう上で、医師から必要と指示されている場合はご相談ください。

(3) 与薬の手続き

保育園宛に「与薬依頼書」と「主治医意見書」を提出します。

ア) 与薬依頼書《保護者の皆様にご記入いただきます》

イ) 与薬に関する主治医意見書《薬を処方した主治医の先生に記入していただきます》

※「与薬に関する主治医意見書」は医師の診断に基づく文書であり有料ですが、保育園で的確に与薬を行うためには、医師の診断に基づいた指示が不可欠です。子どもたちの健康を守るうえで必要なものですので、保護者の皆様にご負担いただくことについてご理解ください。

17. 緊急時における対応

保育中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

＜近隣の緊急連絡先＞

保土ヶ谷警察署	045-335-0110
保土ヶ谷消防署 今井消防出張所	045-352-0119

18. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	大輪 紘子
消防計画届出年月日	令和6年4月4日
避難訓練	地震、火災、不審者、時間帯や設定を変えて実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、拡声器、クラス防災用リュックサック、ヘルメット（幼児）、防災頭巾（乳児）、ラジオ、防災倉庫（食糧関係、水、トイレ関係、照明関係、テント、靴、毛布、紙パンツ、カセットコンロ、鍋等）
入所時には『園児引取り届出書』を提出していただき、引き渡しの際は記載してある方のみとなります。万が一の場合にはお迎えをお願いする事もありますので、確実に連絡が出来るよう、連絡先は常に明確にしておいてください。（仕事が休みの時などお知らせください） 緊急時はおがーるシステム（おがスマ）での一斉配信にてご連絡をする場合があるため、受信可能な状態にしておいてください。	

（1）大規模地震発生の注意情報及び警戒宣言が発令された場合

- ア) 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」になります。
- イ) 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
- ウ) やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。

（2）保育時間中に大きな災害が発生した場合

- ア) 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- イ) 災害の状況によって、保護者の方に連絡が出来ないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や災害時避難場所（地域防災拠点）、広域避難場所に移動することがありますが、この場合は保育園の入り口に掲示します。保育園で決めている避難場所を確認しておいてください。
- ア) 園入口に防災倉庫を設置し、災害時に必要な物品や3日分の食料を備蓄しています。
- イ) 不審者侵入等の事件防止対策や対応訓練を実施しています。

ウ) 各保育室と園庭に『防犯カメラ』を設置して、録画保存出来るシステムを導入しています。
日中及び夜間の不審者対応については、警備会社に委託し、素早い対応で安全を確保できるようにしています。

エ) 定期的な園舎の見回りをはじめ、区福祉保健センター、警察署、小学校、地域の方々と連携して、情報交換をしています。

(3) 避難訓練

ア) 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。

イ) 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月地震や火災を想定した避難訓練を行います。

ウ) 消防署と連携して子どもにわかりやすい防災訓練を行います。

地域防災拠点・広域避難場所

い っ と き 避 難 場 所	境木町公園・第三公園
地 域 防 災 拠 点	初音が丘小学校
広 域 避 難 場 所	横浜カントリークラブ一帯

「緊急時ブログ」、「災害用伝言ダイヤル」について

地震・火事・その他災害が起こった場合、**緊急時ブログ**と**災害用伝言ダイヤル**を利用します。どちらも必ず1度試してみてください。

1.緊急時ブログの閲覧方法

園のホームページ (<http://shoutoku-f.com/sakaigi/> または yahoo、google で境木保育園で検索) の右側(スマートフォンの場合は下部)にある「緊急時ブログ」という赤いボタンを押してください。

以下の3ステップで緊急時ブログが閲覧できます。

① こちらのボタンをクリック

② パスワード

③ 青いボタン (login) を押す

2. 災害用伝言ダイヤルを聞く方法

以下の3ステップで、境木保育園からのメッセージを聞くことができます。

① 局番なし「**171**」をダイヤルします。

② ガイダンスに沿って、「**2**」を押します。(メッセージを「聞く」際の電話番号)

③ ガイダンスに沿って、境木保育園の電話番号「045-351-5619」を押します。

その後、録音日時と、園からのメッセージが流れます。

19. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」
-------	--

独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・ 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額 1/10」を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・ 保育園給食等による中毒 ・ ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病	
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。）	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 （登降園中の災害の場合 2,000 万円～44 万円）
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円（登降園中の災害の場合 1,500 万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000 万円（登降園中の災害の場合 1,500 万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500 万円（登降園中の災害の場合も同様）

ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1,000万円
		生産物	1事故	1,000万円（保険期間中）
	見舞金費用		1名	10万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1事故	10万円
	管理財物補償		1事故	100万円
人格権侵害補償		1名・50万円	1事故・1,000万円	
園児団体傷害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害		230万円	
	入院	1日あたり	3,000円	
	通院	1日あたり	2,000円	
	〇-157等 補償		有り	
※保険料につきましては、変更することがあります。				

20. 苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えておりますので、日頃より気になる事、疑問に思う事など、教えていただきたいと思います。保育の質の向上の「気づき」と捉えて、保育に活かしていきます。

（1）目的

ア）利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めるとともに利用者の権利を擁護します。

イ）客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

ウ）サービスの改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

（2）苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの不満・意見・要望などの申し出をいいます。

（3）保育園の苦情受け付け相談の体制

ア）苦情受け付け担当者は主任、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見、苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

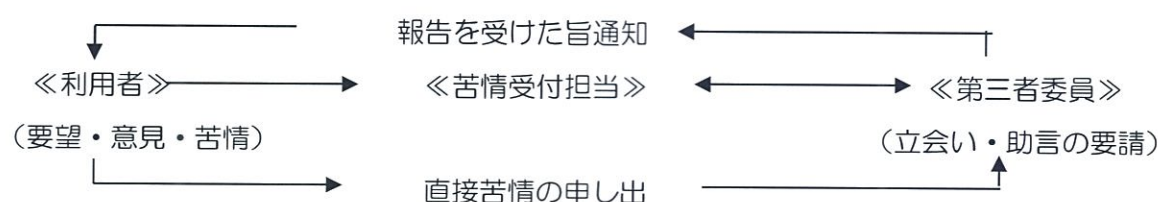
イ) 苦情解決第三者委員は、理事長が委嘱し各園には 2 人の委員がおります。

苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立ち会い、助言を行います。また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方に申し出を行うことができます。

ウ) 法人のホームページから、直接本部に問い合わせることができます。

社会福祉法人尚徳福祉会ホームページ【<http://shoutoku-f.xsrv.jp/>】

（４）苦情解決のための仕組み



【苦情相談窓口】要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	(主任) 氏名 大瀬博子	電話番号 045-351-5619
相談・苦情解決責任者	(園長) 氏名 大輪紘子	電話番号 045-351-5619
第三者委員	佐久間 信義	電話番号 045-351-4395
		役職・肩書等 民生委員
	角田 保行	電話番号 045-351-7636
		役職・肩書等 民生委員

*受付方法：面接、電話、メールなどの方法により、相談・苦情を受け付けています。

2.1. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：毎月行う保育士などの自己評価に基づき、全員で話し合いを行う。 公表方法：園内掲示・園ホームページ
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回(平成25年・平成30年・令和5年) 公表先：神奈川県社会福祉協議会ホームページ

2.2. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令などを遵守し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをします。個人情報保護法に基づいて目的以外には使用いたしません。

入園時に提出していただく書類

- ◎家庭調査票
- ◎児童票（生活・発育・発達調査）
- ◎児童票（問診票）
- ◎健康台帳（予防接種チェック表）
- ◎食物アレルギーチェック表
- ◎口座振込依頼書（口座振替を希望のかたのみ）

- ◎園児引取り届出書
- ◎主食申込書（幼児クラスのみ）
- ◎個人情報使用同意書

上記の書類は個人情報保護法に基づいて、目的外には使用いたしません。また施設書庫にて保管しております。保育上（写真・ビデオ・園だよりへの掲載など）における個人情報につきましては、あらかじめ確認させていただきます。

23. 虐待の防止について

当園では、子どもの人権擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。

24. 午睡について

季節や活動状況と年齢に応じて、子どもの疲労に注意しながら適切な休養がとれるように配慮し、お昼寝をしています。（個々の子ども達の生活のリズム・体調や発達に合わせて昼寝の時間を短くしたり、昼寝をせずに過ごしたりする場合があります。個人差に十分配慮しておこなっています。）

- ・敷布団と敷布団カバーは保育園で用意します。（入所時に番号を決め、卒園まで使用します）
（上掛け用のタオルケット（夏季）やブランケット（冬季）は各家庭でご準備ください。）

※替えの敷布団カバーは園で購入することができます。1枚2,420円。（税込）

- ・敷布団カバー及び上掛けは、衛生上毎週末洗濯をお願いします。
- ・お子さんの健康に関すること（睡眠不足を含む）は担任と連絡を取り合い、子どもたちが安定した楽しい生活ができるようにご協力ください。

25. 障がい児保育について

集団生活を通して健全な発達が図られるように、日頃からノーマライゼーションの精神に基づいて「共に育ち合うことの大切さ」が実感できる保育を心がけています。

- ・一人一人の発達や障がいの状況を把握し、職員と保護者との連携を密にして取り組みます。
- ・必要に応じて専門機関からの指導や助言を受けながら対応に当たります。

26. 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・実施の際には予め保護者との面談を行って、家庭での様子や緊急時の対応方法など、必要事項を園長、保育士、看護師が伺い、配慮点を把握します。
- ・日々「連絡ノート」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援をします。
- ・担任だけでなく園全体で共通理解をもって、子どもの状態を把握できるように「指導計画」「個人日誌」を作成し会議を実施して、安全に生活しながらよりよい、成長につなげられるようにします。
- ・保育方針、園児の成長、健康、栄養状況や行動などについて職員と保護者との連携を密にして取り組みます。

27. 地域の育児支援について

通常の保育には支障が生じないように配慮しながら、地域子育て支援をおこなっています。

◆園庭開放

月～金曜日 10:00～12:00

◆はらっぱ文庫（図書の貸し出し）

月～金曜日 10:00～12:00

◆交流保育（申込み制）

年数回、季節行事などテーマを決めておこなっています

◆育児講座（申込み制）

年2回、子どもとの遊び方、過ごし方、子どもの発達などを楽しく学びます。

◆育児相談（火曜・木曜）

子育てで気になること悩んでいることなどご相談ください。

電話、来園どちらでも結構です。

◆子育て支援

地域の親子の皆さんと保育園での遊びを楽しみます。

その他

・実習生・ボランティアの受け入れ

保育園では、保育士、看護師等養成のため学生の実習及びボランティア活動を受け入れています。

・中学生、高校生の職業体験の受け入れ

職業体験として、学生を受け入れ指導しています。

28. 保護者に用意していただくもの

（1）入園児にご用意いただくもの

No	持ち物	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考
1	リュック	—	—	—	○	○	○	出し入れしやすいリュック（遠足にも使用しますので、ある程度の大きさがあるもの）
2	連絡ノート	○	○	○	○	○	○	保育園で準備します。（費用負担はありません） 《連絡ノートカバーについて》 園からのお手紙等をはさみます。 希望者は園で購入できます。（1冊400円）
3	ガーゼ	5	—	—	—	—	—	
4	汚れ物入れ （衣類用）	○	○	○	○	○	○	汚れた服をいれて持ち帰ります。エコバックやビニール袋などに記名してください。

5	着替え (下着を含む)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	必要に応じて3〜4枚ずつ用意してください。 毎日、点検補充をしてください。
6	体拭きタオル	☐	☐	☐	3歳児クラス以上は6月〜9月ごろ必要になりましたらお伝えします。			
7	紙オムツ	個人差がありますので、担任と相談してください。(紙オムツ、紙パンツには、お尻側に名前を記入してください。毎日点検し補充してください)						
8	お尻ふき	☐	☐	☐	☐	☐	☐	乳児クラスのお子さんは乾燥しない状態でご用意ください。なくなれば補充をしてください。
9	午睡用上掛け	☐	☐	☐	☐	☐	☐	(夏季はバスタオル、冬季はブランケット等)
10	外遊び用上着	☐	☐	☐	☐	☐	☐	季節に応じて使用します。お持ちいただく時は担任よりお知らせいたします。フードやコードの無いものをご準備ください。

*水遊び、泥んこ遊びの衣類は季節になりましたらお伝えします。

*使用済みオムツは園で処分します。

*持ち物は、見やすいところにはっきりと氏名を書いてください。

(2) 毎日持参いただくもの

乳児クラス持ち物

【毎日持ってくる物】

	ばなな組(0歳)	さくらんぼ組(1歳)・ もも組(2歳)
紙オムツ・紙パンツ	6~7枚	6~7枚
汚れもの入れ袋	エコバックやビニール袋	エコバックやビニール袋
着替え	必要に応じて3~4枚ずつ	必要に応じて3~4枚ずつ
連絡ノート	必要事項を記入してください	必要事項を記入してください

- 個人差がありますが、おむつの外れ具合によって布パンツもお願いすることがあります。

幼児クラス持ち物

【毎日持ってくる物】

	幼児クラス(3,4,5歳児)
リュック	1
汚れもの入れ袋(リュックにいれてください)	1
着替え	持ち帰ったら翌日補充してください
連絡ノート	必要事項を記入してください

- 手拭きタオル(室内用・トイレ用)は、園でペーパータオルを用意します。
- 記名した汚れもの入れ袋(エコバック等)を汚れもの掛けにかけておいてください
- 衣服等を持ち帰ったら翌日に補充してください。
- 季節にあった着脱しやすい衣服を用意してください。

★全ての持ち物に名前をはっきりと大きく書いてください

【連絡帳について】

- 「連絡ノート」は必要な事項を毎日、記入してお持ちください。
保育園からは、玄関の「ホワイトボード」でその日の活動の様子や写真を掲示して、職員が口頭で様子をお伝えします。
園バス利用の方は連絡ノートに記入または、バスの職員が口頭で伝達事項をお伝えします。
- お迎えの時間、お迎えの方、連絡先変更等は、必ずご記入願います。

（３）服装について

- ・衣服や靴は着たり脱いだりしやすく、動きやすいものをご用意ください。
また、さまざまな活動をしますので汚れてもよい服や靴をお願いします。
- ・スカートは大きなけがになりやすいので、ズボンやスパッツの着用をお願いします。
- ・危険防止のため、フードやひも付きの服やつなぎ型ズボンは避けてください。
- ・誤飲防止のため、ビーズ・スパンコール・ボタンなど装飾がついているものは避けてください
- ・長い髪の毛は装飾のないゴムで結びましょう。

29. 保育園と保護者との連携

保護者と保育園は常に連絡を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていきます。心配なこと、わからないことはいつでも園長または担任にお尋ねください。また、行事への参加や懇談会、保育参加、個人面談などを通してお子さんの成長発達とともに喜びあっていきたいと思います。保育園からの連絡は、「園だより」「クラスだより」や掲示、おがーるシステム（おがスマ）配信などでお知らせします。

- ・日々の出来事は、口頭、連絡ノート、フォトフレーム、ホワイトボードなどでお知らせします。
保育参加も随時受け付けています。
- ・同世代の子どもたちと活動する集団での生活には、保育園として十分注意をしています。状況を見ながら保護者の方にお伝えします。
- ・緊急時に備えいつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号などに変更がある場合は必ずお知らせください。

30. 様式

- （１）与薬依頼書（保護者記載用）
- （２）与薬に関する主治医意見書
- （３）意見書（医師記入）
- （４）登園届（新型コロナウイルス感染症専用・保護者記入）
- （５）登園届（インフルエンザ専用・保護者記入）
- （６）登園届（保護者記入）
- （７）保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

与薬依頼書（保護者記載用）

年 月 日

保育園長

保護者

園児名 (歳 か月)

緊急連絡先（電話）

保育所での対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所内で共有することに同意します。

1 主治医： (病院・医院) 連絡先（電話）： 住所：						
2 病名： 主な症状： 保育所生活における注意事項：						
3 持参した薬 1) 薬品名： 2) 剤型： 飲み薬： 散（粉薬） ・ シロップ ・ 錠 外用薬： 塗り薬 ・ 座薬 ・ その他（ ） 3) 使用方法（いつ、何時に、どんなときに、など、具体的に書いてください）						
4 保管 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ ）						
5 その他の注意事項						
使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン（入）						
保管サイン（出）						
与薬サイン						
投与時間						
使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン（入）						
保管サイン（出）						
与薬サイン						
投与時間						

注：使用日以下は保育所で記入

主治医殿

日頃、園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。

さて、横浜市内の保育所では、原則として与薬の代行を行っていませんが、次の2つに関しては、与薬に関する主治医意見書（医師による必要性の判断）に基づき、与薬することとしています。

- (1) 抗けいれん剤、心疾患用薬剤等、慢性疾患を抱える園児が保育時間中に投薬することが必要であると医師が判断する薬
 - (2) 発熱時のけいれん予防の薬（ダイアアップ坐剤）、食物アレルギーの児が誤食によってアレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）等、状態が変化した時に1回だけ用いる頓用薬
- つきましては、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要事項をご記入願います。

なお、抗生物質を含めて急性疾患に対する与薬は認めておりませんので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

横浜市こども青少年局
横浜市医師会保育園医部会

----- 切り取り線 -----

与薬に関する主治医意見書

年 月 日

園児名

年 月 日 生

医療機関名

医師名

1 病 名：
2 与薬を必要とする理由（該当する内容にチェックしてください） ☐ 抗けいれん剤、心疾患用薬剤等、慢性疾患を抱える園児が保育時間中に投薬することが必要なため ☐ 発熱時のけいれん予防のため（ダイアアップ坐剤） ☐ アレルギー症状を起こした時に服用する必要があるため（抗ヒスタミン剤） ☐ その他（ ）
3 処方内容（使用薬・1回使用量等※）
4 その他特記事項

※複数の与薬が必要な場合は、①、②と番号を振ったうえで複数の記載が可能

意見書（医師記入）

境木保育園園長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	咽頭結膜熱（プール熱）※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
☐	麻疹（はしか）※
☐	風しん
☐	結核

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

医師が意見書を記入する感染症の概要

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から 痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺 腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が 発現してから 5 日経過し、かつ 全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現 した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現 した数日間	結膜炎の症状が消失している こと
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後 3 週間を経過する まで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了して いること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、 トイレでの排泄習慣が確立 している 5 歳以上の小児に ついては出席停止の必要はなく、 また、5 歳未満の子どもにつ いては、2 回以上連続で便から 菌が検出されなければ登園 可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがない と認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがない と認められていること
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現 後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過している こと
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
結核	—	医師により感染の恐れがない と認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

登園届【新型コロナウイルス感染症専用】(保護者記入)

境木保育園園長 殿

入所児童名

年 月 陽に＜医療機関での診断・自宅等での検査キットによる検査＞
により、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「症状が軽快※した後1日を経過していること」をみたし、集団生活に支障がない状態になったため、年 月 日より登園いたします。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

年 月 日

保護者名

＜経過記録表＞

発症日※1	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状の有無※2	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり

※1 症状が出てきた日（無症状の場合は陽性確認日）を「0日目」とします。

※2 発熱、激しい咳やのどの痛み、強い倦怠感などの症状の有無

※保護者の皆さまへ

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。

なお、未受診の場合は、医師記入欄は空欄で構いません。

以下、医師記入欄

当院で受診し、新型コロナウイルスに感染しているものと診断しました。

発 症 日： 年 月 日
年 月 日（→診断日）

医療機関名

医師名

※医療機関の皆さまへ

保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。

登園届【インフルエンザ専用】(保護者記入)

境木保育園園長 殿

入所児童名 _____

下記発症日(0日)から5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過し、集団生活に支障がない状態になったため、 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 _____

<経過記録表>

発症日※	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
最高体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※ 医師が下記で記載した発症日を「0日目」とします。

※保護者の皆さまへ

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。

以下、医師記入欄

当院で受診し、インフルエンザに感染しているものと診断しました。

発症日(発熱を認めた日): 年 月 日

年 月 日(→受診日=診断日)

医療機関名 _____

医師名 _____

※医療機関の皆さまへ

保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。

登 園 届 (保護者記入)

境木保育園園長 殿

入所児童名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑 (りんご病)
☐	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
☐	ヘルパンギーナ
☐	R S ウイルス感染症
☐	帯状疱疹
☐	突発性発疹

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において、上記診断を受けました。

裏面に記載してある、登園のめやすの状態に回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者 氏名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、登園届の記入及び提出をお願いします。

保護者が登園届を記入する感染症の概要

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること （乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳 ^{せき} が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 ^{すいほう かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍 ^{すいほう かいよう} の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐 ^{おうと} 、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍 ^{すいほう かいよう} の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ^{ほう} しん	水疱 ^{ほう} を形成している間	すべての発しんが痂皮 ^{かひ} （かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息）

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（ _____ 歳 _____ ヶ月） _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

★保護者
電話： _____
★連絡医療機関
医療機関名： _____
電話： _____

病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日 年 月 日
食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他（新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他： _____）	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記C. E欄を参照） B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は（ ）内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ベプティエット・エレメンタルフォーミュラ その他（ ）		医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	B. アナフィラキシー病型 1. 食物（原因： _____） 2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛）	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみ○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵： _____ 2. 牛乳・乳製品： _____ 3. 小麦： _____ 4. 大豆： _____ 5. ゴマ： _____ 6. 魚類： _____ 7. 肉類： _____		E. 特記事項 （その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定）
	C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵（ ） 2. 牛乳・乳製品（ ） 3. 小麦（ ） 4. ソバ（ ） 5. ビーナッツ（ ） 6. 大豆（ ） 7. ゴマ（ ） 8. ナッツ類*（ ） 9. 甲殻類*（ ） 10. 軟体類・貝類*（ ） 11. 魚卵*（ ） 12. 魚類*（ ） 13. 肉類*（ ） 14. 果物類*（ ） 15. その他（ ） 「*は（ ）の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」	D. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみ○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵： _____ 2. 牛乳・乳製品： _____ 3. 小麦： _____ 4. 大豆： _____ 5. ゴマ： _____ 6. 魚類： _____ 7. 肉類： _____		
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他（ ）	D. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限（ ） 3. 調理活動時の制限（ ） 4. その他（ ）		
病型・治療 A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B. 長期管理薬 （短期追加治療薬を含む） 1. ステロイド吸入薬 剤形： _____ 投与量（日）： _____ 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ刺激薬（内服・貼付薬） 5. その他（ ）		保育所での生活上の留意点 A. 寝具に関して 1. 管理不要 2. 防ダニシーツ等の使用 3. その他の管理が必要（ ） B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名（ ） 3. 飼育活動等の制限（ ）		
病型・治療 C. 急性増悪（発作）治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他 _____ D. 急性増悪（発作）時の対応 （自由記載）		C. 外遊び、運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 （管理内容： _____） D. 特記事項 （その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定）		記載日 年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名 _____